

第94回秋田県文化財保護審議会概要

日時：令和3年2月1日（月）

13：30～16：00

場所：秋田県議会棟特別会議室

1 秋田県文化財保護審議会委員

阿部 裕紀子	元秋田県立大学非常勤講師
五十嵐 典彦	まちなみ工房代表（欠席）
菊池 慶子	東北学院大学文学部教授（欠席）
嶋田 忠一	元秋田県立博物館副館長
高橋 一郎	元大潟村教育委員会教育長
高橋 秀晴	秋田県立大学総合科学教育研究センター教授
土田 久美子	元日本建築士連合会女性委員会委員
富樫 泰時	元秋田県立博物館長
林 信太郎	秋田大学教育文化学部教授
蒔田 明史	秋田県立大学生物資源科学部長
三浦 直	元秋田県立近代美術館副館長
渡辺 歩	秋田魁新報社文化部長

2 次第

- (1) 秋田県教育委員会教育長あいさつ
- (2) 秋田県文化財保護審議会会長あいさつ
- (3) 審議

秋田県の区域内に存する文化財の指定の可否について

①有形文化財（書跡・典籍）

五明文庫（吉川五明稿本類並びに関係資料）

②有形文化財（考古資料）

秋田城跡出土非鉄製小札甲

③天然記念物

一ノ目潟の年稿堆積物標本

秋田県指定文化財の追加指定の可否について

④有形文化財（歴史資料）

鈴木空如筆法隆寺金堂壁画模写及び下絵

秋田県文化財保存活用大綱（案）について

- (4) 報告

3 審議の主な内容

(1) 有形文化財（書籍・転籍） 五明文庫（吉川五明稿本類並びに関係資料）

【事務局】

- ・指定範囲及び名称についての事務局案を提示。吉川五明資料は、明德館、県立図書館、公文書館、個人にあるが、五明文庫とされる明德館所蔵分は吉川家より2回に分けて計961点が寄託されている。1回目の寄託分である276点が市指定となっており、今回の審議会で審議いただく県指定の指定範囲となる。資料内容は、配布している一覧のとおり五明以外の作品も含まれるが、五明研究資料として指定に含めたいと考えている。2回目寄託分は、資料価値が高いものではあるが、調査研究が不十分であることから、今後の調査研究の進展に応じての追加指定を検討したい。
- ・今回の指定名称は「五明文庫（吉川五明稿本類並びに関係資料）」とし、次年度以降に県立図書館及び公文書館に所蔵されている五明資料を指定する際は「吉川五明稿本類並びに関係資料」にしてはどうかと考える。

【富樫会長】

- ・現在、五明研究をされている研究者はいるのか。

【事務局】

- ・藤原弘先生、井上隆明先生が亡くなって以降、地元秋田に近世俳諧を研究される方はあまりいないという現状にある。

【高橋秀委員】

- ・先ほど説明のとおり、この資料は非常に貴重なものである。対象となる資料そのものだけでなく、運動としての意義も含まれる。こういったものが文化財指定されることで、研究者同士の情報が交換され、自分たちの手持ちの資料や地域とのやり取りが発生する可能性もあり、大変将来性があるものである。
- ・指定範囲については、対象外であるものが含まれていた場合に、今後の影響を考慮して慎重になる必要がある。価値が明確であるものを指定した上で、今後の調査研究の進展に応じて追加指定等を実施することは妥当な判断であり、適切な進め方である。

【富樫会長】

- ・資料がかなりの量になるのではないか。

【事務局】

- ・今回対象の資料を全て記録撮影したところ約8,400枚になった。そのため、寄託分961点となるとさらに増える。

【高橋秀委員】

- ・状態は良好だと思ったがいかがか。

【事務局】

- ・状態は様々であり、稿本類に関しては虫食いも多々ある。しかし、図書館に寄託されてからは、虫損は進行していないように見えた。

【富樫会長】

- ・全国的にみるとどのようなものか。

【事務局】

- ・五明は筆まめな上に記録好き。残っている五明の句は6千余り。芭蕉ですら千余りとされているため、そういう意味では非常にまとまった資料と言えるのではないか。

【高橋秀委員】

- ・宮沢賢治、石川啄木も当時は全く無名であったと言われている。何かのきっかけで価値が発見されると俄然意味を持つてくる。五明は、芭蕉や蕪村と比較すると小さな存在かもしれない。しかし、適切に保存することで、付帯する情報も含めて資料そのものが将来的に意味を持つてくる可能性が非常に高い。

【富樫会長】

- ・五明の県内資料は大体これで網羅されているという認識でよいか。

【事務局】

- ・吉川家にまだかなりの資料が存在する。また、他にも民間に資料が存在するという事は聞いている。

【富樫会長】

- ・今回県指定されることは、資料の保存のためにも適当といえる。また、将来的にも様々なことに生きてくるということによろしいか。

【事務局】

- ・指定されることで全国の研究者に気づいてもらう機会が増える。全国区の研究者の目が入ってくると再評価が期待できるのでないか。

【富樫会長】

- ・この内容で指定を承認するという事によろしいか。
- ・全員、異議なし

(2) 有形文化財（考古資料） 秋田城跡出土非鉄製小札甲

【事務局】

- ・配布資料に基づき説明。ほか、サイズ・重さについて補足で説明。

【土田委員】

- ・説明文中で、材質が有機質であることが確認されたとの記載があり、後半部分では鉄製に代わって革製を用いるようになったとの記載もある。材質は動物の革ということによろしいか。

【事務局】

- ・小札の断面の薄片を観察、あるいは電子顕微鏡などで観察したところ、小札

の内部には不連続な薄い板状の針葉樹材、材質不明の繊維質の部分が確認されている。針葉樹材は本体の下地になる可能性があり、繊維質の部分が革になる可能性が考えられるというところまでは判明しているが、動物の革というところまでは解明されていない。

【土田委員】

・秋田城跡では鉄製の甲は出土しているのか。

【事務局】

・鉄製の小札も出土している。

【蒔田委員】

・説明文中で出土した漆膜の色調は黒色と暗赤褐色との記載があるが、出土状況を撮影した写真が青く見えるのは何故か。

【事務局】

・発掘調査の際は黒い色をしていたが、印刷等の関係によるものである。

【富樫会長】

・写真は青が濃く出ているように思う。実物はどうなのか。

【事務局】

・現地で実物を見ているが、カラープリントの関係で青が強く出ていると思われる。

【三浦委員】

・審議会で提供する資料とする場合は、補正を加えて実物の色に近づけるよう努めていただきたい。色の印象は強いものである。

【事務局】

・報告書に掲載されている画像が青く出ていることからそのまま使用した。以後、気を付ける。

【富樫会長】

・実物はもう少し黒かったように思う。

【蒔田委員】

・一般の方がこの画像を見てしまうと、この甲は鮮やかな青だという印象になる。誤解を招かないように気を付けていただきたい。

【事務局】

・説明時にスライドでお見せしたが、秋田城の歴史資料館の展示品として実際に見ていただくことができる。先ほどの画像と比べると、やはりもう少し黒い色になっている。

【高橋秀委員】

・それにしても、黒や赤褐色には見えない。説明文が色の説明としては合っていないということはないか。

【事務局】

・秋田城の調査報告書では、先ほど説明した色調であったことが記載されてい

る。

【高橋秀委員】

- ・時間経過により変色するものなのか。

【事務局】

- ・出土して上の土をはぎ取り、空気に触れるようになると色は変わってしまう。その影響はあると思われる。

【富樫会長】

- ・全国で例がなく貴重である。また、適切に丁寧に処理をしていて素晴らしい。

【阿部委員】

- ・説明資料にも掲載されている展示されている古代の甲の復元は、実物の出土品をもとに製作しているとのことだが、甲の色が白色である。実物の色に近づけるという考えはなかったのか。

【事務局】

- ・白色部分は小札を連結した紐の色である。復元する際に2色がどのような配置になっているかまでは解明できていない。紐の色に関しては、その当時は不明であったことから白色としたのかもしれない。

【阿部委員】

- ・出土されていない肩等の部分を含めて復元しているのは、甲の形全体を捉えるために必要と判断しての復元と考えてよろしいか。

【事務局】

- ・出土した甲は、形態から体の前後を覆い、脇を固める両当式挂甲と予想される。肩の部分も保護するために付いていたであろうと推定して復元にも含めたもの。

【富樫会長】

- ・全国的に例がないことから、参考になる資料がないのではないか。

【事務局】

- ・もう少し後の時代で大鎧となれば出土例があり、平安時代終わりくらいが1例、鎌倉時代が1例ある。鎌倉時代のものは、神奈川県で甲として指定されている。すでに指定事例があることから、本件も「小札甲 一括」という形で提案している。両当式挂甲の時期としては今の時点では出土例がない。

【富樫会長】

- ・出土例としては、最も古いということになるのか。

【事務局】

- ・鉄製でなければ最も古いということになる。

【渡辺委員】

- ・説明文にもあるが、軽量化を目指し、甲冑2千領を製作するにあたり、工程を説明するような指示書や携わった職人の存在は明らかになっているのか。または今後、調査研究する対象となるものか。

【事務局】

- ・ 当時は勅令等を通して国主導で製作管理していた。また、職人も存在したと考えられる。

【高橋一委員】

- ・ 素人考えになるが、発見された小札の状況から、説明資料掲載の展示されている古代の甲と直接結びつけることが難しい。小札が出土したから、古代の甲、平安時代前期の甲冑と言われても結びつかない。

【事務局】

- ・ 出土した甲は、8つのブロックに分割して、地面ごと切り取って樹脂で固めて安定させて保存処理しているので、一枚一枚までは掘り出せていない。小札1枚1枚全てを把握しているかということ、掘り出した下にさらに存在する可能性もある。そのため、甲のどの部分であるかまではたどり着けない。しかし、ある程度横にまとまって出土しているものもあり、それは札板（さねいた）という部分に対応できると推定して復元をしている。
- ・ 秋田城跡で出土したものは、参考文献としている『平安前期の甲冑』にも示されている。

【高橋秀委員】

- ・ 説明文内に鉄製にかえて革製の甲冑を作製したとの記載があるが、鉄製の甲は出土しているのか。

【事務局】

- ・ 甲全体を復元できるほどは出土していない。

【高橋秀委員】

- ・ 全国でも出土していないのか。

【事務局】

- ・ 全国では出土例がある。

【高橋秀委員】

- ・ それであれば、それらの情報を元に鉄製の小札を非鉄製に代えてこの形にしたということは理解できる。ゆえに推定復元であることも納得した。

【高橋一委員】

- ・ やはり青色が気になる。我々生物の世界では、顕微鏡観察する際に生物の形や特徴がわかりにくいために染色という方法を取る。図面を取る際に不明瞭なところがあるために染色した可能性はないか。

【事務局】

- ・ それは実施していない。事務局側の印刷における工夫不足により、混乱させてしまい大変申し訳ない。

【富樫会長】

- ・ この写真自体はよく撮影されている。出土例がないのであれば、全国においても今後の参考になるのではないか。ほかに質問がないか。なければこの内

容にて承認してよろしいか。

- ・ 全員異議なし。

(3) 天然記念物 一ノ目潟の年縞堆積物標本

【事務局】

- ・ 前回審議会にて員数を45点としたが、審議会後に現地調査を行ったところ、平成18年に県と環境省ワイズユースの調査によって採取された41点の剥ぎ取り標本のほか、研究者によって独自に行われた平成25年の調査から参考資料として残されたケース入りコア4点が見つかった。この4点を加えて49点とした。また、12ページ一覧49番は25cmのものが2点封入されていたが、林委員と相談のうえ、コアの数としては2点だが資料数としては1点として扱っている。

(林委員からの提供画像があり、その内容について林委員から補足説明あり。)

【林委員】

- ・ 新たに確認したコア4点の保存状態を確認したところ、男鹿市ジオパーク学習センターに展示されている標本と甲乙つけがたい保存状況。資料としても十分に活用できるものである。

【事務局】

- ・ 男鹿市ジオパーク学習センターに保管されている4点については、平成25年に調査に携わった現・早稲田大学人間科学学術院の山田教授により寄贈されたもの。ケースから取り出すことは困難であるが、ケース内コアの詳細なデータや画像があれば展示の可能性も出てくることから、山田教授にデータ提供等について依頼しているところ。今後の活用方法については、林委員や男鹿市教育委員会職員とも相談のうえ検討していきたい。

【高橋一委員】

- ・ ボーリングしたコアは、取り出した後すぐに剥ぎ取り標本にしたのか。

【事務局】

- ・ 当時、奥山ボーリングがこの作業に携わった。円柱状のコアを開封して取り出した後に真東と西を結ぶラインをマーキングして、それに合わせてカッターで半分に切り半円柱にして、そこから接着剤を付けて剥ぎ取っている。その東と西を結んだラインを境目にして、北側がNと南側がSと示している。添付した一覧表に記載されているN・Sは採取したコアの北半分・南半分を指しているもの。

【高橋一委員】

- ・ 今回の指定対象の標本のほか、剥ぎ取った際の残留物があるはず。それらは保存されていないのか。

【事務局】

- ・ 剥ぎ取られて展示用として提供されたものは本件のみとなる。それ以外は例

例えば花粉、火山灰層の分析など各専門の研究者のもとに研究資料として渡されている。

【高橋一委員】

- ・多岐の分野にかかる方々が研究したいと考えると思ひ、現在の状況を確認した。

【林委員】

- ・これらのサンプルは冷凍せずに、すぐにカットして世界各地の研究者に配られた。

【阿部委員】

- ・樹脂で固める程度であれば、割れやすい等々サンプルの管理が大変なのではないか。

【林委員】

- ・かなり丈夫な樹脂であるから破損の心配はない。また、一度剥ぎ取ったあとは軽く水で洗って状態維持しやすくしたうえで保存する。丁寧に扱えば問題ない。
- ・前回の審議会で、十和田火山の噴火の時期は915年と長らく信じられてきたが、一ノ目瀉及び二ノ目瀉の年縞を調査したところ、もう少し新しい年代ではないかと疑いが生じているということをお伝えした。この年代については、932年が一番有力である。あるいは920、23年になりそうだ。

【富樫会長】

- ・それではこの内容で承認してよろしいか。
- ・全員異議なし

(4) 鈴木空如筆法隆寺金堂壁画模写及び下絵（追加指定）

【事務局】

- ・配布資料にもとづき説明

【富樫会長】

- ・いまの説明についてご意見等あればお願いする。
- ・全員異議なし

【富樫会長】

- ・本資料の保管場所である大仙市「太田文化プラザ」には、この展示のために建設された施設がある。保管のための環境が整備された施設であるので、審議会委員に見学いただくことで、今後の審議内容の検討等において参考になるのではないかと考える。本年度は新型コロナウイルス感染症の関係で例年実施している現地視察を行っていないが、次年度の審議会委員の現地視察先にしてはどうか。

【事務局】

- ・新型コロナウイルス感染症の状況をみながら検討したい。

【富樫会長】

- ・ほかに意見がないようなので追加指定について承認する。

(5) 秋田県文化財保存活用大綱（案）について

【事務局】

- ・配付資料にもとづき、前回からの変更点について説明。

【富樫会長】

- ・いまの説明についてご意見等あればお願いします。
- ・全員異議なし

【事務局】

- ・公務により途中退席された蒔田委員からご意見をいただいたので報告する。序章の2ページ目において、保存と活用の2本柱で取組を進めることについて記載がある。この箇所について、まずは文化財の価値や内容を十分に理解してもらい、文化財に興味関心を持ったうえで、活用につなげていくべきとのこと。この考え方を明記するようご意見をいただいた。この点について序章に追加させていただく。

○第94回秋田県文化財保護審議会が答申した上記3件の秋田県指定候補文化財及び1件の追加指定候補文化財は、令和3年3月4日の秋田県教育委員会会議で県指定が決定されました。また、同月12日の秋田県公報の告示により、正式に秋田県指定文化財となりました。